

## 試薬に関連する法規制の動き（令和5年1月1日～令和5年3月31日）

	ページ
1. <a href="#">化審法関連の改正</a> -----	1
2. <a href="#">安衛法関連の改正</a> -----	1
3. <a href="#">医薬品医療機器等法関連の改正</a> -----	2
4. <a href="#">食品衛生法関連の改正</a> -----	2

### 【改正内容】

#### 1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関連の改正

##### 1-1. 「優先評価化学物質」の指定取り消し

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第1号（令和5年3月31日付官報）により、次の6物質が「優先評価化学物質」の指定を取り消された。

通し番号	名 称	官報整理番号
29	メチル＝ドデカノアート	(2)－798
52	o－ジクロロベンゼン	(3)－41
98	エチルアミン	(2)－130
128	安息香酸ベンジル	(3)－1389
186	カンフェン	(4)－613
197	クロロジフルオロメタン	(2)－93

(参照：経済産業省 [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/bulletin/yusen/bulletin\\_yusen\\_230331.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/bulletin/yusen/bulletin_yusen_230331.pdf))

#### 2. 労働安全衛生法（安衛法）関連の改正

##### 2-1. 「新規化学物質」の名称の公表

(1) 厚生労働省告示第95号（令和5年3月27日付官報）により、労働安全衛生法第57条の4第1項の規定に基づき届出があった「新規化学物質」の名称が129件公表された。

(通し番号 30619～30747)

(参照：厚生労働省法令等データベースサービス <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H230327K0010.pdf>)

(参照：厚生労働省 職場のあんぜんサイト [https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/202303kag\\_new.htm](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/202303kag_new.htm))

### 3. 医薬品医療機器等法関連の改正

#### 3-1. 指定薬物に指定

(1) 厚生労働省令第21号(令和5年3月10日付官報)により、次の7物質が「指定薬物」に指定された。(施行日:令和5年3月20日)

	対象物質
79	<i>N</i> -エチル- <i>N</i> -メチルトリプタミン及びその塩類
112	<i>N</i> , <i>N</i> -ジエチル-7-メチル-4-ペンタノイル-4, 6, 6a, 7, 8, 9-ヘキサヒドロインドロ [4, 3- <i>f g</i> ] キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類
154	6a, 7, 8, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6 <i>H</i> -ジベンゾ [b, d] ピラン-1-イル=アセテート及びその塩類
155	6a, 7, 10, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6 <i>H</i> -ジベンゾ [b, d] ピラン-1-イル=アセテート及びその塩類
202	<i>N</i> -(4-フルオロフェニル)- <i>N</i> -(1-フェネチルピペリジン-4-イル) フラン-2-カルボキサミド及びその塩類
233	6a, 7, 8, 9, 10, 10a-ヘキサヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6 <i>H</i> -ジベンゾ [b, d] ピラン-1-イル=アセテート及びその塩類
268	1-[1-(3-メチルフェニル)シクロヘキシル]ピロリジン及びその塩類

(参照: 厚生労働省法令等データベースサービス <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H230313I0010.pdf>)

(参照: 厚生労働省 [https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475\\_00037.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475_00037.html))

### 4. 食品衛生法関連の改正

#### 4-1. 人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものの改正

(1) 厚生労働省令第81号(令和5年3月23日付官報)により、食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、次の物質が人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして追加された。

30	くん液蒸留酢酸
----	---------

(参照: 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/001076657.pdf>)

(参照: 日本食品化学研究振興財団 <https://www.ffcr.or.jp/tsuuchi/2023/03/13-2.html>)